

### **【カンボジア】年金支払遅延に罰則-2024年10月15日より**

カンボジア工業手工芸省（MIH：Ministry of Industry and Handicrafts）の工業財産局（DIP：Department of Industrial Property）は、特許年金の納付遅延および回復に対する新たな罰則を導入すると非公式に発表しました（施行予定日：2024年10月15日）。

年金が期限までに支払われなかった場合、追納期間として6ヶ月の猶予が認められ、1日あたり500KHR（約0.125米ドル）の延滞料が課されます。この猶予期間内に支払いがなされない場合、特許/特許出願は放棄されたものとみなされ、失効します。

ただし、追納期間終了から6ヶ月以内であれば、回復手続きが可能です。これには25米ドルの回復手数料と、猶予期間開始から支払いが完了するまでの期間の延滞料として1日あたり0.125米ドルが加算されます。